

2009.4.30

会員出版社各位

社団法人 日本書籍出版協会

書協からの質疑に対する和解管理者からの回答（4/28 付）および

訴訟和解参加拒否期限等の延長のお知らせ

本年2月に当協会から和解管理者に対して送った質疑事項についての回答(日本語)が、4月28日の深夜に届きましたので、添付します。

また、報道等すでにご存じの通り、5月5日に予定されていた訴訟和解への参加拒否の申し立て期限が、本年9月4日に延期されました。これにともなって、6月11日に予定されていた南ニューヨーク地区連邦地方裁判所における公聴会も10月7日に再設定されています。

和解管理者サイト(英文)では、すでに更新されています。

http://www.googlebooksettlement.com/r/home?cfe_set_lang=1&hl=en

日本語サイトも後刻更新されることと存じます。

【書協事務局へのお問合せ】

調査部 樋口、川又、小杉

電話 03-3268-1303

除外

質問 1:和解に参加し、作品あたり 60ドルの和解金を受け取った後、除外してもらうことはできますか？

はい、自分の書籍や挿入物が許可なく 2009 年 5 月 5 日以前にデジタル化された場合、現金支払いを要求することができ、なおかつ書籍を除去したり、書籍や挿入物を除外する権利があります。現金支払い請求期日は 2010 年 1 月 5 日であること、また書籍の除去請求期日は 2011 年 4 月 5 日であることに留意してください。それ以外は、書籍および挿入物に関する申し立ての締め切りや、書籍および挿入物の除外の期日はなく、その他和解の利点を活用するための期日也没有ありません。

質問 2:除外が可能だとして、和解金の返還を求められますか？

上の質問 1 への回答を参照してください。

質問 3:和解に参加し、60ドルの和解金を受け取らなかった場合、その後私の作品を除外することはできますか？

書籍の著作権保持者は、和解に基づき、除外と除去という 2 つの選択肢があります。

著作権保持者はグーグルに対し、書籍が既にデジタル化されている場合はその除去を、まだデジタル化されていない場合はデジタル化しないよう要請できます。著作権保持者は、2011 年 4 月 5 日までに受領されるよう要請書を送付することによりグーグルライブラリプロジェクトから書籍を除去する権利を有します。

2011 年 4 月 5 日以降、グーグルは、要請のあった時点でデジタル化していなかった書籍については、「デジタル化しない」という要請を尊重します。書籍の著作権保持者は、代わりに、書籍を除外するようグーグルに要請できます。除外の場合、著作権保持者はグーグルに対し表示使用を希望また管理でき、また、後にその選択を変更できます。除外した場合、書籍はグーグルによる表示使用により表示されることはありません。(しかし、除去とは異なり、グーグルや参加図書館のすべてのサーバーから除去されるわけではありません。)

和解では、米国で市販されている書籍(一般に、刊行中)は、特に何も設定しなくても、表示使用には含まれません。刊行中の書籍(または市販されている書籍)の著作権保持者は、申し立てフォームを送付することにより書籍を表示使用に含めるよう、書籍単位で指定できます。たとえば、ある書籍はすべての表示使用に含め、別の 1 冊は、「プレビュー表示」にのみ含めることが可能です。著作権保持者は、後にその選択を変更することができます。たとえば後で書籍を「プレビュー表示」から除外することが可能です。

米国で市販されていない書籍(一般に、絶版)は、特に何も設定しない場合はすべての表示使用に含まれます。絶版書籍(または市販されていない書籍)の著作権保持者は、申し立てフォームを送付することにより書籍を表示使用から除外するよう、書籍単位で指定できます。たとえば、ある書籍はすべての表示使用から除外し、別の1冊は、「抜粋表示」にのみ含めることが可能です。著作権保持者は、後にその選択を変更することができます。たとえば後で書籍を「抜粋表示」に含めることが可能です。

絶版書籍の著作権保持者は、その書籍を個人消費者がオンラインアクセスできるようにするには、書籍を購読サービス会社に登録しなくてはなりません。

著作権保持者が購読サービス会社から書籍の「参入フィー」を受領した場合はそのフィーをレジストリに返金しない限り、書籍の除外を行うことはできません。レジストリは、グーグルから収益を受け取って最低5年間経過するまで参入フィーを支払いません。参入フィーを受け取るには、和解発効日から5年以内に申し立てフォームにてレジストリに書籍を登録する必要があります。

挿入物:挿入物の著作権保持者は、すべての表示使用から挿入物を除外する権利を持ちますが、一部の表示使用のみ除外することはできません。この権利は挿入物に限定されており、挿入物を含む公共ドメインの書籍、政府刊行物、書籍のその他の部分には適用されません。挿入物の著作権保持者が除外要求を行った場合、その挿入物を含む書籍の著作権保持者および一部のケースではグーグルが、その挿入物を書籍の一部として表示する法的または契約上の権利を有していると見なされた場合は、挿入物の著作権保持者による表示使用からの除外要求に対し、異議申し立てを行う権利を持ちます。政府刊行物ならびに公共の書物への挿入物に関しては、グーグルが著作権保持者からの挿入物の除外要求を拒否する場合があります。

著作権保持者が購読サービス会社から挿入物の「参入フィー」を受領した場合はそのフィーをレジストリに返金しない限り、挿入物の除外を行うことはできません。レジストリは、グーグルから収益を受け取って最低5年間経過するまで参入フィーを支払いません。参入フィーを受け取るには、和解発効日から5年以内にレジストリに挿入物を登録する必要があります。

質問 4:作品が除外され後、再度データベースに入れることはできますか？

著作権保持者が書籍を除去しても、グーグルに後日問い合わせて和解の枠組みの外で書籍を含めることについて、別途交渉することができます。

質問 5:除外を要請した場合、私の作品は私の提案に従って除外されますか、それともグーグルの除外条件を満たさない場合私の要請は尊重してもらえませんか？

著作権保持者は、グーグルが彼らの著作権が設定された書物について、どの程度使用するかを決定する権利を有します。

質問 6:複数の著者がいて、1つの作品に対して同程度貢献している場合に1著者は和解に参加し、ほかの著者はそれを拒否した場合に、和解に参加した著者が除外を要請した場合はどうなりますか？

グーグル、レジストリ、著作権保持者、参加図書館およびホストサイトは、本和解に関する争議のほとんどを非公式に解決することを試みます。30日間経過後解決しない場合は、争議は仲裁へ持ち込まれ、仲裁人による裁定は最終的であり、すべての争議当事者を拘束します。仲裁の対象となる争議の例として、(a)価格設定、その他の金銭的条件に関する意見の不一致、(b)申し立てが行われたセキュリティ違反に関する意見の不一致、(c)書籍が絶版であるかないか(争議が著者とパブリッシャーの間である場合のみ)、または書籍が公有であるかないかに関する意見の不一致、および、(d)グーグルまたは完全参加図書館が和解で承認されていない書籍を利用したかどうかに関する意見の不一致があげられます。上記は、仲裁の対象となりうる種類の争議のリストの実例であり、包括的なリストではありません。どの争議が仲裁の対象であるかまたは訴訟対象であるかなどの説明は、和解管理人から情報を得るか

<http://www.googlebooksettlement.com/agreement.html>のウェブサイトからアクセスできる和解契約第9条、著者-パブリッシャー規程(和解契約の付属文書A)および図書館レジストリ契約(和解契約の付属文書B)を参照してください。和解契約およびその他の契約に基づく両当事者の義務に関するその他すべての問題を解決する裁判管轄権は、法廷が継続的に有します。さらに、迅速な救済を求める、または、意図的または故意的に違反行為が繰り返される場合、当事者は裁判所において、仲裁を行う前に暫定的差し止め命令を求める権利を保留します。

2009年1月6日以降はどうなりますか？

質問 7:2009年1月5日以前に発行された書籍は和解の対象となりますが、1月6日以降に発行された書籍の扱いはどうなりますか？米国における図書館とグーグルが、2009年1月6日以降に発行された書物を請求者の許可なくスキャンするというのは本当ですか？

下の質問 9 への回答を参照してください。

質問 8:この和解の対象は2009年1月5日までに発行された書籍に限定されていますが、2009年1月6日以降に発行された書籍は完全に和解条件の外と考えていいですか？

下の質問 9 への回答を参照してください。

質問 9:1 月 6 日以降発行された書籍の扱いについては、グーグルと著作権レジストリとの話し合いで決められるのですか？そのような形で決められるのであれば、話し合いの項目とプロセスは公にされますか(透明性を高めてほしいのですが)？決定結果はいつ発表されますか?だいたいの日程を提示してください。

2009 年 1 月 5 日より後に発行される書籍は和解の対象とはなりません。グーグルは、それらの書籍の表示その他の使用につき、法の下で与えられる権利を有します。これらの書籍の著作権保持者で、かかる書籍の使用に関しグーグルに申し立てを行った人で、和解に基づきかかる申し立てを撤回しなかった人は、世界のどの地域であれ、グーグルが彼らの権利を侵害した場合にそれに対し訴えを起こす権利を有します。

和解金の支払いを受け取る権利のある人

質問 10:和解金として最大 60ドルの現金支払いを受け取る権利があるのは、著者および出版社であると理解していたのですが、著者とは別に申請した当事者もすべて含まれますか？(独自の判断に基づき申請しても大丈夫とっていいですか?) もしくは、著者または出版社がまとめて申請しますか？

この集団は、2009年1月5日の時点で1冊以上の書籍または挿入物に関し本和解により承認された、利用に関する米国著作権を有するすべての人または団体から構成されます。

まず、米国著作権法で保護された著作権または専有使用許可を有する場合、「米国著作権」を持ちます。たとえば著者の場合、著作権すべてを別の人または団体に完全に譲渡した場合や雇われて書籍を書いた場合を除き、米国著作権を有します。米国内でその書籍を出版する専有権利を有し、または書籍に対する自分の権利を侵害した相手を訴える法的権利を有する場合も、その書籍の米国著作権を有します。共著者、著者とパブリッシャー、著者の相続人など、1冊の書籍に対し、複数の人物が米国著作権を有する場合があります。

次に、グーグルがその書籍を使用することにより、あなたが持つ権利が不当に扱われる場合、あなたは「利用に関する」和解により認められた著作権の権利を有します。かかる使用には、書籍内容の複製や表示が含まれます。(たとえば、書籍の音声または演奏権利を所有している場合、その著作権は「利用に関する」ものでないため、和解の対象となりません)。

別の著作権保持者が同じ書籍の同じ権利について申し立てを行い、かかる対立は争議解決プログラムで解決しなくてはなりません。

質問 11:和解金や将来のロイヤリティは、出版会社経由で請求者に支払われますか？それとも直接著作権保持者に支払われる可能性もありますか？

それらは、請求者がそのアカウントを登録する際に使用した情報に基づいて支払われます。

質問 12:著作権保持者本人が和解への参加を宣言した場合(和解金を受領)、グーグルはどうやって本人であると認証しますか？どのような方法で請求者を認証しますか？

和解管理人(運用中の場合は著作権レジストリ)は、請求者が提示した情報と、グーグルがメタデータ提供者その他のデータソースを元に編集したデータベースにある情報

を照合します。和解管理人または著作権レジストリは、著作権保持者へ支払いを行う前に、請求を検証し、争議中の問題すべてを解決します。レジストリにはまた、不正行為の検出および正当な請求者を判断するためのその他の対策措置が含まれています。

質問 13:1 冊の書籍に複数の著者や著作権保持者が存在する場合、グーグルは申請者それぞれに支払うのか、それとも著作権者をまとめて支払うのかどちらでしょう？

別の著作権保持者が同じ書籍の同じ権利について申し立てを行っている場合、かかる対立は紛争解決プログラムで解決しなくてはなりません。

和解に関する意見が分かれた場合

質問 14: 出版会社が和解への参加を拒否した場合、その出版会社が出版している書籍の著作権保持者が和解に参加することはできますか？

著作権保持者のみが和解に参加することができます。
上の質問 10 への回答を参照してください。

質問 15: 逆に、著作権保持者が和解への参加を拒否している場合、その著作権保持者の書籍を出版している出版会社は和解に参加できますか？

著作権保持者のみが和解に参加することができます。
上の質問 10 への回答を参照してください。

絶版の書籍

質問 16: 日本で出版された日本語の本で、日本では流通しているがアメリカでは流通していない本が絶版本として扱われました。絶版本として扱う基準について詳しい説明をしてください。(書籍が絶版本として扱われないようにするためには、何店の本屋で扱われる必要があるでしょうか? インターネット書店で販売されている場合はどうですか?)

グーグルは、書籍が市販されているかいないかを判断するため、複数のサードパーティデータベースを分析し、またインターネットで公に入手可能な情報を使用して、書籍の小売での入手可能性を分析します。サードパーティデータベースを使用して分析する際は、グーグルは、そのデータベースにおける、書籍の出版ステータス、製品入手可能性および入手コードを検討して、書籍が米国の複数の一般的な取引経路において新品として販売されていないかどうかを確認の上、小売入手可能性を判断します。インターネットで公に入手可能な情報を分析するとき、グーグルは、複数のソースを確認してその書籍が新品として販売されていないかどうかを確認の上、小売入手可能性を判断します。これらの各ソースには間違いがある場合があります。複数の情報源からの

情報を組み合わせることで、全体的な間違いの割合を最小化するために合理的に選択された手法により、Googleはその書籍が市販されているか市販されていないかを判断するものとします。Googleが上記で指定された情報源から情報を入手できない書籍は、すべて市販されていないと判断されます。書籍が米国で1経路または複数の当時一般的な販売経路を通じて、新品として販売されている場合、その著作権保持者は、ブック データベースを通じてGoogleまたはレジストリに申し立てフォームを送信し、その時点、または提出後にその旨を直接Googleに伝えることができます。著作権保持者がそれらの情報をGoogleに提供した場合、Googleがその情報が正確ではないと合理的に確信できる場合を除き、その書籍は市販されていると判断され、Googleはその情報を受け取ってから30日以内にその書籍を表示対象外の書籍へと分類変更します。

質問 17: 和解通知によれば、絶版になった書籍が再版された場合の支払いは100% 出版会社に対し行われ、再版が取り消された場合は、100% 著者に行われるとされています。さらに、Cでは、「その他すべての再版されない本」について言及し、著者とパブリッシャーは除外するか否かを決定する権利を持ち、1987年以前に絶版となった本については、著者65%パブリッシャー35%であるのに対し、1987年以降に絶版となった本については著者とパブリッシャーがそれぞれ50%としています。

日本で出版され、米国では流通していない書籍は「再版されない書籍」という分類になるのでしょうか？ または、出版が取り消され、権利が著者に戻った書籍として扱われますか？ さらに、「再版されない書籍」の場合、著者とパブリッシャーから別々の要請があった場合、言いかえれば、どちらかが書籍を除外するよう要請した場合、片方だけの要請で書籍は除外されますか？ パブリッシャーと著者のどちらが優先されるなどの基準はありますか？

米国内で販売されていない書籍は市販本としては扱われません。
書籍が「市販」とみなされるには、米国内で販売されていなくてはなりません。

検索方法と書籍リスト

質問 18: 詳細な検索を行う際、パブリッシャー名、著者名、タイトルなどで個別に検索するのではなく、出版社による出版物が許可なくデータベースに入っているかどうかを検索し、入っている場合その出版物の概要をみることはできませんか？リクエストすればこのようなリストをもらえますか？

2009年5月5日までにグーグルがデジタル化した、またはデジタル化する予定の書籍リストは公開されていません。

すでにデジタル化した書籍のリストを公開しない理由は、デジタル化された書籍に対する現金支払いの不正請求を防止するためです。

しかし、2009年5月5日より、請求者は、オンライン請求プロセスを通して、すでにデジタル化されたまたはデジタル化される予定の書籍を知ることができるようになります。

自分の書籍を管理し請求を行うには、ユーザーは登録し、ユーザー名とパスワードを設定する必要があります。メールアドレスの確認を求めるメールを受け取り、メールを検証します。以上を完了すると、書籍の請求および管理を開始できます。

実行するには、自分のアカウントにログインし、[FIND AND CLAIM](検索して請求)ボタンを押します。[TOOLS FOR FINDING AND CLAIMING BOOKS AND INSERTS](書籍および挿入物の検索と請求用ツール)ページが開きます。[SEARCH FOR BOOKS](書籍を検索)オプションを選択し、[CONTINUE](続行)をクリックします。次の画面で、検索オプションが表示されます。パブリッシャー別に検索することも可能です。次の画面に書籍が表示されます。

検索したいタイトルが数多くある場合、対象の書籍をスプレッドシートにリストして Web サイトにアップロードすることもできます。[TOOLS FOR FINDING AND CLAIMING BOOKS AND INSERTS](書籍と挿入物の検索および請求用ツール)ページが表示されたら、[UPLOAD A FILE OF BOOKS](書籍のファイルをアップロード)を選択し、[CONTINUE](続行)をクリックしてください。その後、表示された画面の指示に従ってください。

質問 19: ブック検索でヒットした書籍はすべて全体がスキャンされていますか？

いいえ。データベースには 2009年5月5日までにデジタル化された、またはデジタル化される予定の(そのため現金支払いの対象となる)書籍が含まれています。しかし、データベースにリストされている書籍のほとんどはグーグルによっていまだデジタル化されておらず、データベース内の一部の書籍はグーグルによって永遠にデジタル化されない可能性もあります。和解へ不参加としない限り、グーグルに対し将来その書籍をデジタル化し、デジタル化した場合は、和解に従ってその書籍を使用する許可を与えていることとなります。

質問 20:ブック検索でヒットした書籍はすべて和解金の対象となりますか？

データベースはグーグルが、データ提供者からの情報に基づいて、集団訴訟メンバーの請求プロセスを助けるために作成したものです。このデータベースには、和解の主旨における書籍と思われるものがリストされています。しかし、データベースにリストされている作品がすべて、和解で書籍と定義されたものとは限りません(上記の質問 10 を参照)。たとえば、データベース内の作品が学術雑誌の場合や、2009 年 1 月 5 日以降に出版された書籍の場合は、和解の対象となる書籍ではありません。申し立てフォームの認証ページに和解における「書籍」に含まれるために各作品が満たさなければならぬ要件が記載されています。

コミックおよびコミックの編集物

質問 21:コミックやコミックの編集物は実際にスキャンされますか？スキャンされる場合、もちろん和解の対象になると考えていいですね？

上の質問 18 への回答を参照してください。

写真集およびアートワーク集

質問 22:主に写真や描写的なアートワークで構成される書籍もスキャンされますか？スキャンされる場合、和解の対象になると考えていいですか？

上の質問 18 への回答を参照してください。

本和解において、「書籍」とは、2009 年 1 月 5 日時点で、以下の 3 つの条件を満たしている書面上のまたは印刷された作品です。

- 作品の米国における著作権所有者または所有者の承認に基づき、印刷した紙を束ねた状態で、一般に出版または配布されるかまたは利用可能にされているもの
- 米国特許局に登録されていること。但し、作品が、米国著作権法の下で、「米国の作品」にあたらぬ場合は、登録は必要ない。
- 本和解により承認された利用に関する米国著作権の所有権(所有権、共同所有権、または専有使用許可のいずれか)の対象である

作品が「米国の作品」であるかどうかは、米国著作権法において定められます。自分の作品が「米国の作品」であるかどうか確信できない、また、そのため本和解の対象となるように米国特許局に作品を登録する必要があるかどうか確信できない場合、集団訴訟弁護士に相談することができます。

本和解の対象とするために、米国の作品は米国特許局に登録されなていなければならぬという要件は、米国裁判所の判決を遵守するために本和解に含まれました。

以下は、「書籍」の定義から除外されます。

- 新聞、雑誌、専門誌などの定期刊行物
- 公開されていない日記や、ノート、手紙などの個人的な書類
- 短い1枚の楽譜、および主に音楽を演奏するために使用される他の作品
- 公共の作品、つまり米国著作権法において著作権が有効でない公有の作品
- 政府関係書類、つまり合衆国政府により作成されたため著作権の対象とならない文書、または州法の下で同様に扱われる文書。

グーグルジャパンとブック検索

質問 23:和解への参加は、グーグルジャパンのインターフェイスを使うブック検索承認の許可または禁止に何か影響がありますか？

本和解契約は米国外における、書籍および挿入物の、デジタル化、その他の形式でのコピー、表示使用、非表示使用、その他の使用を承認するものではありません。

質問 24:現在のところ、当社の書籍の一定数を実験的にグーグルブック検索に参加させることを考えています。しかし、この和解に参加することにより、このグーグル和解契約に関係して将来的になんらかの不利益を被ることはありますか？

和解に参加する場合は和解に拘束されます。書籍の請求を行わない場合、現金の支払いを受けたり、グーグルによる書籍の使用による将来的収入も得られません。しかし和解に参加すると、許可なく行うデジタル化についてグーグルに対するすべての著作権侵害の申し立ての権利を手放すこととなります。

データベースの使用

質問 25:このデータベースの使用は米国のユーザーに限定されているといいますが、「米国内での使用」とは、米国内のみでの販売を意味しますか？または米国内からのみアクセスできることを意味しますか？米国外から閲覧することは絶対に不可能ですか？もし見れたら、グーグルの責任はどうなりますか？

この時点で、米国内ユーザーのみがこのサービスにアクセスできます。

グーグルは、完全参加図書館または協力図書館による、図書館レジストリ契約または本和解契約条項への違反に関し、著作権保持者または/およびレジストリに合理的な

協力を行います。法または有効な法的プロセスによって要求されない限り、機密情報や個人を特定する情報の開示を求められないものとします。

その他

質問 26:グーグルの電子ブックデータベース、書籍へのオンラインアクセス、広告収入、その他商業使用より生じる売り上げの 63%は請求者に分配されるとのことですが、支払の基礎となる収入は公になりますか？

グーグルの収入の 63%は非営利企業である著作権レジストリに支払われます。

これがレジストリの主たる収入となります。

レジストリの書籍と記録は監査対象となります。

レジストリの役員会は、書籍と記録をどの範囲まで公開するかについて判断します。

個々の著作権保持者に支払われた金額は公開されません。

質問 27:グーグルは請求者の著作権保護期間をどのようにして確認しますか？

公に入手可能な情報があり、著作権レジストリがそこへアクセスし、書籍が発行された日付や国、著者が亡くなった日付、国内での著作権設定期間、その他を確認して書籍の著作権が終了する日付を判断します。

質問 28:レビュー使用では、小説の最後の 5%または最後の 15 ページが読めなくなっています。これは日本語の小説でもそのように保証されていますか？

はい。